

## A. 信用制限（信用制約）のミクロ経済学

（参考文献：Joseph E. Stiglitz and Andrew Weiss, "Credit Rationing in Markets with Imperfect Information" American Economic Review, Vol. 71, No. 3. 1981. Pp. 393-410、他）

1. 「逆選択（'adverse selection'）」と「モラルハザード（'moral hazard'）」

\* 「逆選択（'adverse selection'）」とは：財の品質の優劣が外観で判断出来にくい市場において（例えば、中古車市場、信用市場）、一般に財の取り引き契約（例えば、中古車の売買や借金の実行）が成立する前の段階で、市場に現れる財又は取り引き当事者間の優劣（例えば、同年式・同形式・同走行距離の中古車の品質のばらつき、資金の借り手がどの程度ハイリスク・ハイリターンを狙うタイプであるか）が取引条件（例えば、中古車の取引価格、市場金利）によって影響を受ける効果。

\* 「モラルハザード（'moral hazard'）（又はincentive effects）」とは：財又はサービスの取り引きをめぐる契約締結の後の時点で一方の契約当事者の行動を他方の当事者がモニターすることが困難な市場において、（例えば、保険契約、信用取引）、その契約条件（例えば、保険金の支払条件、金利）によってその当事者の行動に影響を与える（インセンティブ）効果。

2. 「Stiglitz-Weiss のモデル」：市場均衡的な信用制約の存在を、逆選択とモラルハザードの観点から説明する。

A. Stiglitz-Weiss モデルの意義：信用制約の存在（ある一定金利水準において資金の需要超過が存在する状態）を、市場メカニズムに基づく市場均衡状態として導き出す。通常の完全競争市場均衡モデルとの基本的な違いは、資金の貸し手と借り手の間の情報の非対称の存在である。つまりそれは具体的には、以下の二つの可能性を意味する。貸し手は、潜在的借り手間の優劣（「よりリスク回避的かよりリスク志向型か」、即ち、「貸し手にとってより望ましい借り手かそうでないか」）を識別できない。また、貸し手は、金融取引開始後の借り手の行動を完全にはモニターできない。

B. 金融市場における「逆選択」現象の発生のメカニズム：

① 一般に、潜在的借り手群のなかにはよりリスクを指向（より向こう見ず）な借り手と、よりリスク回避的（より慎重な）な借り手が混在するが、貸し手はそれらの区別が出来ない。

② ここで、もし、貸出金利が引き上げられたとすると、それら潜在的借り手のうち、よりリスク回避的な借り手が借入を断念し、従って、潜在的借り手群に占めるリスク指向的な借り手の割合が増加しがちである。（このことは、良く言われる「ハイリスク・ハイリターン」、「虎穴に入らずして虎子を獲ず」「no pain, no gain」等の、決まり文句からも直感的に理解できよう。より、理論的な数値例を後に挙げる。）

③ 他方、貸し手にとっての金融取引にともなう「期待収益」は、借金の返済可能性確率と金利水準によって決定されると仮定すると：

$$E(\Pi) = \text{Prob}(\text{返済}) \times B(1+r)$$

期待収益 = 返済可能性確率 x 元本金額 (1 + 利率)、  
(但し、r が上昇するとProb(返済)は下降。)

④ ここでもし、金利の上昇に伴ってある水準以上では返済確率が急速に下落すると仮定すると、貸し手は自らの期待収益を最大化する金利水準以上には金利を引き上げることはしないであろう（そうすることによって、彼の収益期待が減少するのであるから）。従って、貸し手の市

場供給曲線は、「後方屈曲」型となる。

⑤ すると、たまたま市場の需要曲線と供給曲線がどのような位置関係にあるかによって、理論上、信用市場では次の3つのケースがありうる。即ち、需給均衡利子率が、貸し手の期待収益最大化利子率よりも低い場合、たまたま、需給均衡利子率が、貸し手の期待収益最大化利子率と一致する場合、そして、需給均衡利子率が、貸し手の期待収益最大化利子率よりも高い場合である。そのうち、第三のケースが生じた場合、信用制約が生じる。この際、上述の通り、貸し手はこれ以上金利を引き上げる誘因はないため、この状態が市場均衡となる。

C. 利子率の上昇に伴って、市場におけるよりリスク指向型借り手の割合が増大する理由：上記では、直感的にそうなりそうだと言うこと以上の説明をしなかったが、もう少し詳しくそのプロセスを見てみよう。ここでは、単純化された数値例をあげて説明を試みる。

① まず、ここで言う「リスク」と言う言葉を正確に定義しておこう。もし、同一金額、収益の期待値が同一でありながら、収益のばらつき（分散）に差がある2種類の投資案件があるとすると、そのとき、よりばらつきが大きい方の投資案件をより「リスクが高い」という。

② ここで、2人の潜在的借り手（A,B）がいるとする。その内1人（B）はもう一人（A）よりもよりリスク指向的であるとする。例えば、A,Bは以下のような投資案件をもち、借金をしようとしているとする。（ここでは、100万円の投資案件があり、100万円の元本については担保でカバーされ利息払いに関しては担保カバーされていない（有限責任）と仮定する。また、投資案件にはそれぞれ確率1/2ずつで、2通りの結果が起こり得ると仮定する。）

起こる確率	1/2	1/2	(借金返済前の)期待収益
*借り手Aの案件の儲け：	2.5万円	7.5万円	5万円
*借り手Bの案件の儲け：	0万円	10万円	5万円

③ ところで、上記の期待収益計算では、元利金の返済を考慮に入れていない。もし、市場の利子率が2.5%とすると、A,Bにとっての、借金を返済を考慮に入れた、期待収益は以下の通りとなる。

<利子率2.5%>				借金返済後の	利払いの	貸し手の
起こる確率	1/2	1/2	期待収益	期待収益	期待値	期待収益
*借り手Aの案件の利払い後の儲け：	0万円	5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円	
*借り手Bの案件の利払い後の儲け：	0万円	7.5万円	3.75万円	1.25万円	<b>1.875万円</b>	

④ 更に、もし、市場の利子率が、5%、7.5%と上昇していったとするとA,Bそれぞれの(借金返済後の)期待収益は以下のように変化する。

<利子率5.0%>				借金返済後の	利払いの	貸し手の
起こる確率	1/2	1/2	期待収益	期待収益	期待値	期待収益
*借り手Aの案件の利払い後の儲け：	0万円	2.5万円	1.25万円	3.75万円	3.75万円	
*借り手Bの案件の利払い後の儲け：	0万円	5.0万円	2.5万円	2.5万円	<b>3.125万円</b>	

<利子率7.5%>				借金返済後の	利払いの	貸し手の
起こる確率	1/2	1/2	期待収益	期待収益	期待値	期待収益
*借り手Aの案件の利払い後の儲け：	0万円	0万円	0万円	5万円	5万円	
*借り手Bの案件の利払い後の儲け：	0万円	2.5万円	1.25万円	3.75万円	<b>4.375万円</b>	

＜利率8%＞			借金返済後の	利払いの	貸し手の
起こる確率	1/2	1/2	期待収益	期待値	期待収益
*借り手Aの案件の利払い後の儲け：0万円	0万円	0万円	0万円	→既に市場から退出済み	
*借り手Bの案件の利払い後の儲け：0万円	2万円	1万円	1万円	4万円	<u>4万円</u>

⑤ 借り手Aにとっては、利率7.5%で借金返済後の期待収益が丁度0となる（損益分岐）。従って、金利が7.5%をほんの少しでもこえると、よりリスク回避的な潜在的借り手Aは、資金の借入を断念し、市場には、よりリスク指向的な借り手Bのみが残る。一方貸し手側の期待収益を見ると、利率2.5%の時の1.875万円から利率7.5%の時の4.375万円まで利率とともに上昇している。ところが利率が7.5%を超えて例えば8%となると、よりリスクな借り手Bのみが市場に残るため、貸し手の期待収益は利率7.5%の時（4.375万円）よりも低下して4万円になってしまう。ゆえに貸し手にとっては、利率を7.5%よりも高くするインセンティブは無い。

⑥ 先に定義した通り、投資案件の「リスク」の上昇とは、同一期待値のもとでの分散の増大であるから、投資案件の借金返済前の、「リスク」の上昇とは、借金返済前の期待収益は一定のまま、極端に高い収益と極端に低い収益が実現する可能性が高くなることを意味する。ところが、借り手にとっての借金返済後の損失の下限は一定(=0)である一方、収益の上限がない。従って、よりリスクの高い借り手ほど、高収益の上限は高まる一方、下限は変わらないため、借り手にとっての借金返済後の期待収益は高くなりがちなのである。従って、上記の事例のように、金利が上昇するにつれて、よりリスク回避的な借り手が市場から撤退し、よりリスク指向的な借り手の割合が増すこととなるのである。

- D. インセンティブ効果(モラル・ハザード)下での資金供給の特徴：上記の理屈で、借金の取り引き前の段階における、よりリスク指向的又はリスク回避的借り手との区別の問題を、そのまま、同一の借り手による、借金の発生後の、投資案件の決定の問題に読み替えると、同様にモラルハザードの問題としても解釈が可能である。即ち、市場金利が高ければ高いほど、同一の借り手であっても、借入資金を、よりリスクの高い投資案件に振り向ける（或いは、事前には、リスクの低い案件に投資すると口では言っておきながら、貸し手が、借り手の行動を十分モニター出来ないことをいいことに、よりハイリスク・ハイリターン案件に乗り換える誘因が、金利が高くなるほど大きくなる。従って、先程と同様に、貸し手は、一定以上に金利水準を引き上げる誘因はなくなり、信用制約が起り得るのである。

## B. バングラデシュで誕生した「グラミン銀行」の事例

### A. なぜグラミン銀行をとりあげるのか？

- \*途上国の事例であること
- \*逆選択・モラルハザード問題に対する対応として理論的に注目値する
- \*グラミン銀行の急速な規模的拡大と「グラミンモデル」の世界的広がり
- \*注意深いデザインにもとづくインパクト評価の実証研究が存在すること

B. グラミン銀行の歴史（ムハマド・ユヌス、アラン・ジョリ著(猪熊弘子訳)、「ムハマド・ユヌス自伝：貧困なき世界をめざす銀行家」早川書房、1998年参照。）

- \*始まり：ムハンマド・ユヌス教授と1974年バングラディッシュ飢饉  
グラミン銀行の発祥は、1974年にさかのぼる。その年、バングラデシュでは大規模な飢

饑饉がおこった。現実に多くの同胞が飢餓から死んで行くのを目の当たりにし、当時バングラデシュ・チッタゴンにある大学の経済学部長として経済理論を教えていたムハマド・ユヌス教授（1940年生まれ、当時34歳、米国バンダービルト大学Ph.D.）は、この飢饉をきっかけとして経済学理論の限界を認識し、大学周辺の農村を観察することから直接、貧困に対して何が出来るのかを学ぼうと考えるようになった。そうすることで、初めて教授は貧困者の生活実態に触れることになる。その中で、彼は、村の貧しい人々が商人から高利（時に1週間で10%—複利計算で1ヶ月で46%、年利9600%；一ヶ月10%で年利314%）で借金をして原材料を買い、工芸品（例えば、竹製のいす）を作りその商人に納品している実態を知る。そして早速（女子）学生に調査させたところ、大学近くのジョブラ村一村で、その商人から42世帯が合計856タカ（米ドルで27ドル）を借りていることがわかる。つまり、一世帯当たり64セントの現金の持ち合わせがないためにそれを借金として借入、そのために1週間10%という高利を払ってその商人に製品を納めざるを得ない。しかも、その様な割に合わない仕事でも、自らの土地もなく、ほかに雇用機会のない人々は、毎日暮らしていくためにその様な仕事に従事して毎日働いてわずかな現金収入を得ている。その様な事情が次第に分かってきつつあった1976年、ユヌスは行動を起こすことにした。もし、誰かがその27ドルを現行の商人よりも遥かに低い利率で貸してあげれば、彼女たちは今より遥かに多くの現金収入を手元に得ることが出来、尚且つ、その特定の商人に製品を納めなくても、市場で自由に条件の少しでも良い取引相手に売ることが出来るはず、と考えた。そこで、ユヌスは、自前のポケットマネーからその27ドルを貸し付けることにした。「いつでもいいから、返せるようになったら返してくれ。」と。これが、1998年時点で230万世帯の貧困家庭を対象に23億ドルの貸付残高を誇るにいたるグラミン銀行の出発点であった。

\*ジョブラ村での実験：ユヌスは更に、彼の個人的な金融がごく一部の人々に対するしかも一時的な解決でしかないことを認識する。そして、もっと恒常的に、より多くの貧困層に同じような経済効果（つまり、彼女たちの事業資金を高利貸しよりは遥かに低い金利で貸し付ける）を持つような「制度」を確立することを目標にするようになる。そこで当初彼は、既存の銀行を尋ね、貧しい人々が必要としている金融制度の必要性を説いて回るが、そこで、金融界では、「貧しい人に、無担保で金を貸すということは、あまりにリスクが高く」、「また、仮に返済がなされたとしても、貧しい人が必要としているような小口の資金を貸し出すとその事務処理にかかるコストが高くつきすぎ、ひきあわないので」、いずれにせよ、「その様な金融は不可能である」という常識が強固に存在することに直面する。そこで彼は自ら彼が目指すような銀行を経営することにした。その第一歩として、ユヌスは、大学近辺に支店を持っていた最大手の政府系銀行ジャナタ銀行から300ドル余りの金を借入れ、彼が保証人となってその資金を、彼自身が自らの資金を使って42世帯の貧しい家庭に対して行ったと同様に小口の無担保貸付をジョブラ村で始めた。これが彼の他人から提供された資金を使って「銀行」を経営する出発点となった。

\*グラミン銀行の誕生とその広がり：同じ1977年、ユヌスの事業の飛躍的拡大への大きな転機は、彼の個人的なコネ（もともとアメリカ大学院留学経験者であり、またアメリカ在住時点からバングラデシュ独立運動にも参画し、さらに独立後の祖国に帰国後は大学の経済学部長であったといういわばエリートに属していたかれは、政府高官や金融機関の経営者の間にも個人的コネクションが数多くあったのである。）によってもたらされた。彼は、その年、昔からの友人で当時バングラデシュ国立・キリシ（農業の意味）銀行の総裁をしていた人物に偶然あったことから、彼の全面的な支援をうけることとなる。総裁の支援のもと、キリシ銀行がジョブラ村にあらたに一つ支店を作り、100万タカ（約3万ドル）を融資額の限度としてその経営をユヌスが任されたのである。その際ユヌスは、みずからが経営するキリシ銀行のジョブラ村支店に「実験的グラミン支店」と名づけた。「グラム」とは村と言う意味の言葉で、その形容詞形の「グラミン」とは、「村の、または田舎の」と言う意味である。そこには、「農業」をその名に冠した親銀行の名前と対比して、農村

の貧しい人々の生活の糧は必ずしも農業ではなく（農業労働である場合もあるが）、手工芸品の生産、手作りのケーキや、リクシャ引き、等雑多な工業・サービス業などであるという認識のもと、農村の貧しい人々のための銀行という意味を込めての命名であった。

この様にしてスタートしたユヌスの「グラミン・プロジェクト」は、着実にその規模を拡大し、1981年の段階で累積貸出額1340万ドルに達し、1982年1年間で更に新たに1050万ドルの融資を行っている。その翌年の1983年これもユヌスの米国留学時代からの知りあいで当時の大蔵大臣の支援を得、6割政府出資（残りの株式は、借り手が共同で所有；但し、政府と借り手の株式所有比率は、後に借り手の多数所有に変更）の独立した銀行としての「グラミン銀行」が成立した。

1997年現在、グラミン銀行は、1086の支店を持ち、職員総数は1万2千人、220万人の顧客をかかえる。そして、月々3500万ドルの新規融資を行っている。

\*マイクロクレジット革命（全世界に広がる「グラミン・モデル」）：現在、グラミン型の小規模信用供与プログラムは、発展途上国・先進国両方を含む世界58カ国に（ユヌス自伝）存在する。その内訳は、アフリカ22カ国、アジア・オセアニア17カ国、ヨーロッパ4カ国（アルバニア、フランス、オランダ、ノルウェー）、米国大陸15カ国（アメリカ、カナダを含む）である。アメリカでは、イリノイ州シカゴ、元大統領のクリントン州知事時代に設立されたアーカンソー州等に存在する。

ユヌスの事業はその様に小規模融資プログラムの規模を拡大し、プログラムの地域的に広がりを進めていっただけではない。事業の多角化をも同時に進めてきている。例えば、グラミンプログラム発足当初は、専ら生産的活動を対象としての融資であったのに対し、1985年(?)以来住宅ローンプログラムも始めている。その他にもユヌスは、漁民を対象としたグラミン漁業基金、ひいては、携帯電話サービス提供の会社「グラミン・フォン」（出資者は、グラミン35%、ノルウェイのテレノール社51%、丸紅9.5%等）、インターネットプロバイダーである「グラミンサイバーネット」等を次々に設立している。

\*グラミンの何処がそんなにすごいのか?：①過去の常識を覆す「銀行」、②試行錯誤による実験の積み重ねにより（当時まだ理論化されていなかった）逆選択とモラル・ハザードの解決策を生み出していったこと、③ユヌス教授の指導力、コネ、事業家としての成功による短期間における著しい事業拡大④全世界への広がり、先進諸国への「バングラデシュモデル」の輸出。

C. グラミン銀行の融資の主な仕組み：簡単な仕組み（借り手の殆どは文盲）で尚且つ着実な融資返済、ひいては貧困からの底上げを目指した制度。

\*無担保小口融資：担保は一切不要。

\*自発的組織による5人組みグループと連帯責任：借入希望者はまず、自ら仲間を募って5人のグループを組む必要がある。そして、メンバー5人全員が定期的に行われるグラミンのミーティングに参加し、グラミンの仕組みやグラミンと借り手の活動について学ぶ。そうした末に、それらを理解しているかどうかの面接試験を受けそれをパスして始めて融資を受けることが出来る。（ここまでの段階で通常数週間から数ヶ月かかるという。）そうすると、グループのうち2人ずつ順番に融資を受けることが出来る。もしそのうちの一人でも返済不能になれば、そのグループ全員が融資を受ける資格を失う。

仲間による選別と面接のプロセスによって、借入金を有効に使い返済能力があると思われる借り手が残るようになる。（逆選択問題に対する対応）さらに、連帯責任によって借入れ以降もグループがお互いの活動をモニターし、仲間が返済困難になった時もそれを助けるインセンティブが生まれる（モラルハザード問題に対する対応）

グループの選別の段階で、振るい落とされた支払能力が疑わしい人々、それでも貧しい人々はどうなるのか?単に切り捨てられるべきなのか?これに対するユヌスの考えは、彼らも、周りの成功

した借入人によるデモンストレーション効果によって、自ら努力して支払能力があると判断されるような人々が変わって行くであろう、というものである。

\*小口の返済：融資期限は1年間だが、借りた一週間後から返済を開始し、毎週一定額ずつ（一週間に借入れ額の2%ずつ50週にわたって；利子の支払いは週に0.2%を限度）返済して行く。（少しずつ返済した方が返しやすい）

\*金利水準：20%（実質年利12-17%）

\*強制貯蓄：グループの誰かが万一返済困難に陥った時のために、借入れ金額の5%を積み立てる。

\*グループミーティング：5人組みグループは、毎週行われているグラミン銀行職員を交えたミーティングに月一回のペースで参加せねばならない。そこで、グラミンの仕組みを学び、互いの返済を確認し、お互いに助け合う。

\*「16ヶ条の決意」：①私たちがグラミン銀行の4つの原則である、規律、団結、勇気、勤勉に従い、どんな人生を歩むことになってもそれを実現することを誓います②私たちは、家族に繁栄をもたらします③私たちは壊れた家には住みません。私たちは家を直し、早く新しい家を建てられるように働きます。④私たちは1年中野菜を育てます。私たちはその野菜を沢山食べ、残りがあれば売りに出します。⑤種まきの時期には私たちは出来るだけ多くの種を播きます。⑥私たちは家族の人数をなるべく増やさない様に家族計画を行います。出費を減らします。健康に留意します。⑦私たちは子供に教育を受けさせます。教育を受けさせられるような収入を得られるようにします。⑧私たちはいつでも子供たちや周囲の環境を清潔にします。⑨私たちは、簡易トイレを作り、それを使います。⑩私たちは円井戸から汲んだ水を飲みます。もしそれが出来ない時には沸騰させるか、ミョウバンを使います。⑪私たちは息子が結婚する時は持参金を要求せず、娘が結婚する時は持参金をわたしません。私たちは「センター」（最高8つの「グループ」からなる組織。その中からリーダーを選び、リーダーに対してグラミンの活動などに関する研修を行う）を持参金に巻き込まない様にします。⑫私たちは不正義を押し付けず、誰かが私たちに不正義を押し付けることも許しません⑬私たちはより高い収入を得るためにみんなで集まってより大きな投資を始めます。⑭私たちはいつでもお互いに助け合います。もし誰かが困難に陥ったらその人を助けます。⑮どこかの「センター」で規則違反があった時には、私たちはそこに出かけて行って規則を回復するのを助けます。⑯私たちはあらゆる「センター」で、体操を始めるようにします。私たちはあらゆる社会活動にみんなで参加します。

#### D. グラミン銀行のイノベーション

D-1. 逆選択・モラルハザード問題に対する有効なメカニズム導入による著しく低い債務不履行率により担保は不要に：

① 自己選択によるグループ形成-逆選択問題の軽減--

② ピアモニタリング-モラルハザードの軽減--

D-2. 小口融資でも十分成り立つ低コストの銀行経営（融資審査コスト、担保兆球コスト、簡素な支店、外部からの補助）

D-3. 比較的高い金利水準（補助金付き政府金融より高く、しかし、高利貸しよりは低い）

D-4. 借り手・事業家・家庭内厚生への担い手としての女性にたいする焦点

D-5. 社会的エンパワーメント効果。（既存の宗教権力者達からの反発、「14ヶ条の誓約」参照。）

## E. グラミン銀行の農村貧困に対するインパクトに関する実証研究

### \*村レベル

\*家計レベル及び家庭内資源配分へのインパクト：グラミン銀行では借りての9割以上（？）が女性である。それでは、仮に同じ世帯に資金が融資される場合でも、その資金の借り手・使い手が女性（例えば主婦）であることは、借り手が同じ世帯の男性（その夫）であるばあいと比べて、その資金の使い道や、その他の世帯内の資源配分行動に違いが起こるのであるだろうか。それとも、同じ世帯に資金が供給される以上は、その資金が直接誰に対して手渡されたかということとは関係なく同じように資金が使われることになるのだろうか。

最近の家計調査データを使った、グラミン銀行の農村家庭の資源配分行動に対するインパクトの実証研究（Pitt and Khandker）によると、借り手の性別は、その資金の使われ方にある程度影響するという結果がでていいる。Pitt and Khandker は、グラミン銀行からの資金借入が、借入世帯における所得、女性世帯員が保有する資産額（土地を除く）、世帯員の労働時間、子供の就学率に与えるインパクトを計量経済的手法（基本的には回帰分析）により推定した。その推定結果によれば、グラミン銀行からの資金借入100タカ当たりの借入れ世帯に対するインパクトは以下の表の通りである。それによると、グラミン銀行からの借入れは、平均して、借入人が女性である場合18%、借入人が男性である場合11%のそれぞれ（家計全体の）所得増加につながっていることがわかる。従って、金融による所得増大効果は女性に対する方が2倍弱大きい。この事は、女性の就労機会が文化・習慣的（即ち、非経済・非市場的）理由から制限されている結果、信用供与により、就業機会（主に、自営業や内職等）が与えられた場合の限界収益が男性より女性の方が高いことによると思われる。

更に、グラミン銀行からの借入れの、世帯員の労働時間に対するインパクトを借入れ額10%増あたりの弾力性値で見ると、借入人が女性である場合は、女性世帯員の労働時間が約1%増加するものの、男性世帯員の労働時間の変化は見られない。他方借入人が男性である場合、女性世帯員と男性世帯員の労働時間は2%と1%それぞれ減少する。一般に、信用の供与は、自営業や内職等の就業機会を拡大すること（即ち、労働力の収益率向上）からくる代替効果（労働時間を増やす方向に作用）と、借入れによる所得増大からくる余暇時間消費の増大（労働時間を削って余暇時間を購入する（労働時間減少分に対応する収入の減少が余暇購入のための出費に当たる）と考える）からくる所得効果（労働時間を減らす方向に作用）をもつ。従って女性が借入人の場合は、新たな就業機会を生かしてわずかながら女性の労働時間は増大につながる（即ち、代替効果が所得効果より大きい）一方、男性が借入人の場合は、男女とも所得効果の方が代替効果よりも大きい方向で作用していると考えられる。上記で見たように、女性に対する信用供与が18%の所得増加につながる一方で労働時間自体はさほど増えていないということは、グラミン銀行からの借入れによって、今まで働いていなかった時間に生産的労働を新たにするというのではなく、むしろ、信用供与によって、従来より生産性の低い労働（元手の入らない労働：傘の修理、洗濯請け負い、家畜のえさ用の草集め、等か？）からより生産性の高い労働・事業（元手のある程度必要とする、工芸品作り、食べ物屋、等？）に移行する機会が与えられていると解釈することが出来よう。

また、一般に経済発展の過程における教育の重要性は最近とみに認識されているところであり、貧困と人口増加の悪循環を断ちきる最も効果的な手段の一つと考えられている。ある世帯に新たに信用供与が行われる場合それは、成人世帯員の仕事・事業の内容や労働時間、従ってひいてはその世帯の所得総額に影響を与えるのみならず、いくつかの理由によりその家の子供の教育水準にも影響をおよぼす。まず第一に、貧しい家庭ではしばしば子供も労働力として重宝がられる。ある程度の年齢に達した場合は（例えば10歳ぐらい以上）農作業や、その他の親の仕事を手伝う労働力として直接活用されたり、或いは、特に女子や年少の子供の場合、収入を稼がねばならない母親が変わって、家事（水汲み、薪取り、食事の用意等）や幼い子供の世話等を任される場合

もよくある。そこでもし、借金を利用した事業により収入が増えることにより、それまでほど子供の労働に頼る必要がなくなるかもしれない。或いは、労働の生産性が高まることで母親が労働時間を減らし、その分家事に使う時間を増やせば家事における子供（特に女子）への依存を減らせるかもしれない。その様な場合は、子供を今まで生産的又は家事労働に費やしていた時間を教育を受ける時間にまわすことが出来るようになる。ところが第二に、逆に、もし、信用供与により母親が新たに事業を起こして労働時間を増加させ、そのことにより従来彼女がやっていた家事労働を新たに子供（おそらく女子）にまかせざるを得なくなるという場合もあり得る。その様な場合は、むしろ子供の教育機会が奪われることにもなり兼ねない。従って、理論上は子供の就学に対する影響はプラス・マイナス両面ありうる。実際の結果は、女性による借入れは、女子、男子ともに就学にプラスに作用し、男性による借入れは男子の就学に対してのみプラスの作用していたことが見出される。ただし、就学に対するプラスの影響度は女子に対してよりも男子に対しての方が大きい。この事は、一般に母親の家事労働が女子によって代替されることが一般的であることと関連していると思われる。

以上の実証研究結果は、以下のように要約することが出来る。グラミン銀行の融資プログラムは、(1) 貧しい所帯の主に女性に対して従来未活用であった彼女の生産的労働力・企業家精神を活かす機会を提供することにより、(2) 所得の増大、子供の教育機会増大などの効果をもたらしていることがわかる。更に興味深いことは、(3) その様なプラスの効果は、同じ家庭にあっても、男性に対して融資が行われるよりも女性に対して融資をした方がより大きな効果が得られることである。但し、(4) グラミン銀行の融資を受けている家庭内の女の子と男の子を比較すると、相対的に女の子よりも男の子の方が融資プログラムの間接的便益を得ているとみられる。

家計の資源配分行動の項目	借入人が女性	借入人が男性
家計の総所得（1週間当り）	1 8 タカの所得増	1 1 タカの所得増
女性が保有する土地以外の資産額	2 7 タカ	(ほとんど) 変化無し
女性世帯員の労働時間	借入れ 1 0 % 増に対して 1 % 増	(ほとんど) 変化無し
男性世帯員の労働時間	借入れ 1 0 % 増に対して 2 . 1 % 減	借入れ 1 0 % 増に対して 1 . 4 % 減
世帯内の女の子 (5-17才) の就学率	借入れ 1 % 増に対して女子の就学確率 1.86 ポイント増加	(ほとんど) 影響無し
世帯内の男の子 (5-17才) の就学率	借入れ 1 % 増に対して男子の就学確率 2.4 ポイント増加	借入れ 1 % 増に対して女子の就学確率 2.8 ポイント増加

#### 主要参考文献

\*ムハマド・ユヌス、アラン・ジョリ（猪熊弘子訳）、「ムハマド・ユヌス自伝：貧困なき世界をめざす銀行家」、早川書房

Khandker, Shahid. Fighting Poverty with Microcredit: Experience in Bangladesh. New York: Oxford University Press for the World Bank. 1999.